

審議のまとめで提言された施策（概要）		実施施策
1. 学習成果や教育活動の把握・検証	○ 達成度テスト（基礎レベル）（仮称）の導入	○ 「高校生のための学びの基礎診断」制度を開始（今年度より利活用開始）
	○ 幅広い資質・能力の多面的な評価 ・ 技能試験等の活用促進 ・ 育成すべき資質・能力を一層重視した教育課程の見直し ・ 様々な学習成果・活動実績の評価推進 （新たな評価手法の開発・普及、指導要録の見直し）	○ 高等学校新学習指導要領の告示（平成30年） ・ 育成を目指す資質・能力を三つの柱で整理（①生きて働く「知識・技能」の習得、②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養） ・ カリキュラム・マネジメントの実現 ○ 「児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を通知（平成31年） ・ 高等学校における観点別学習状況の評価を充実 ・ 外部試験や検定等の学習評価への利用について明記
2. 学校から社会・職業への円滑な移行促進	○ 社会を生きる上で必要な力を身に付ける教育の推進 ・ 学校全体での組織的な取組推進 ・ 学校内部において外部との連携・協働を行う職員の配置促進 ・ 教育委員会に中核となる人材を配置、拠点となる学校を整備	○ 高等学校新学習指導要領の告示（平成30年） ・ 新学習指導要領において、特別活動を要としてつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることを明記。 ○ キャリア・パスポートの導入（令和元年） ・ 児童生徒が自らの学習活動等の学びのプロセスを記述し振り返ることができる教材「キャリア・パスポート」について、様式例と指導上の留意事項を記した例示資料を作成・周知。 ○ 地域との協働による高等学校教育改革推進事業を創設（今年度） ・ 地域課題の解決等の探究的な学びを推進する高等学校を指定 ・ 高等学校が自治体や産業界とコンソーシアムを構築。学校内に専門人材を配置
	○ 実践的な職業教育の充実 ・ 専門学科において、大学・教育機関・企業等との連携による先進的な卓越した取り組みを実施。大学等との接続・連携を一層推進 ・ 専攻科における大学への編入学の制度化	○ SPH（スーパープロフェッショナルハイスクール）を創設（平成26年度） ・ 先進的で卓越した取組を行う専門高校を指定 ○ 地域との協働による高等学校教育改革推進事業を創設【再掲】 ○ 学校教育法の改正（平成27年） ・ 専攻科修了生の大学への編入学制度を創設
	○ 総合学科における特色ある取組の推進 ・ 特色ある教育方法の事例収集・普及の推進	○ 高等学校教育の改革に関する推進状況の調査（平成29年） ・ 特色ある総合学科の取組を収集し、文部科学省のHP上で公開

	審議のまとめで提言された施策（概要）	実施施策
3. 多様な生徒の学習形態や進路希望に対応した教育活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○定時制・通信制課程等における困難を抱える生徒等のための支援・相談の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・個々の生徒の状況に応じた生徒指導を行うための教員の資質向上 ・学校間連携の促進や学校外教育機関等の連携促進（大学等の高等教育機関、企業やハローワーク、地域若者サポートステーション等との協力） ・学校間連携の核となる拠点校の整備推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○「多様な学習を支援する高等学校の推進事業」（平成27年度～29年度）におけるモデル事業として、定時制・通信制課程での支援・相談体制の構築のための拠点校を定め、（1）外部人材の活用、（2）多様な学習歴を持つ生徒への対応、（3）連携校への普及を実施。 ○これを踏まえ、平成30年度からは、「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業」を実施しており、モデル事業として、引き続き外部人材を活用し、生徒の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、各都道府県内各校への普及を図っているところ。
	<ul style="list-style-type: none"> ○高等学校段階における特別支援教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・特別の教育課程編成の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育法施行規則の改正（平成28年） <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校における通級による指導の制度化
	<ul style="list-style-type: none"> ○優れた才能や個性を有する生徒を支える取組推進 <ul style="list-style-type: none"> ・大学等の協力による高度な内容の授業を受ける機会の提供など高大連携の推進 ・厳格な成績評価の下での早期卒業制度の創設に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域との協働による高等学校教育改革推進事業を創設 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度概算要求において「高大接続枠」を新設
	<ul style="list-style-type: none"> ○ICT等の活用による学びの機会充実 <ul style="list-style-type: none"> ・全日制課程等における遠隔教育の実施に向けた検討実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育法施行規則の改正（平成27年） <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校におけるメディアを利用して行う授業の制度化（遠隔教育の制度化）
4. 教員の資質向上と学校の組織運営体制の改善・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○指導力のある教員の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会と大学との連携・協働等による養成・採用・研修の各段階を通じた取り組みの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育公務員特例法の改正（平成28年） <ul style="list-style-type: none"> ・任命権者（教育委員会等）は、教育委員会と関係大学等で構成する協議会を組織、校長及び教員としての資質の向上に関する指標と、指標を踏まえた教員研修計画を設定
	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の組織運営体制の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・長期的な方針に基づく学校運営が可能となる柔軟な人事配置 	<ul style="list-style-type: none"> （任命権者において対応）
5. 広域通信制課程の在り方の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの作成・周知を図ることや、第三者機関による評価等の仕組みの創設に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインを策定（平成28年） ○広域通信制高等学校への指導方法、点検調査、評価及び研修の効果的な在り方に関する調査研究事業 <ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価の在り方等を調査研究（平成30年度）